

# 新潟県特別高圧電力 利 用 事 業 者 等 支 援 事 業 補 助 金

エントリー期間 **11月24日(金)** ▶ **令和6年1月15日(月)**

※既に1～9月分でエントリー済みの場合は、再エントリーは不要です。手続き方法を別途直接ご連絡いたします。



特別高圧電力価格高騰の影響を受ける県内中小企業の皆さまに補助金を交付します!

令和5年10～12月使用分 **1kWhあたり 1.8円** (上限)

※予算額を超える申請があった場合は、補助金の額を減額調整する場合があります。

## 補助対象となる事業者

新潟県内で事業を営む中小企業（みなし大企業は除く）のうち、以下の要件をすべて満たす事業者

1. 県内の施設等（店舗、工場、事務所等）で事業を行っている者
2. 小売電気事業者から特別高圧の電力供給を受け、電気料金を負担している者  
（工業団地や商業施設等に入居する事業者を含む）
3. 本補助金を「経営改善」、「人材投資」、「設備投資」等に活用し、補助金受領後も事業を継続する意思がある者  
（詳しくは裏面をご覧ください）

## 申請方法

下記補助金特設サイトにある「エントリー」ページよりエントリーを行ってください。

「エントリー」ページより、基本情報を入力いただき、補助金交付要件等に合致している事業者であることの審査を行います。補助金交付要件等の審査後、交付要件を満たしている申請者には、補助金交付申請書をメールにて送付しますので、必要事項を記載の上、添付書類と共に、メールまたは郵送にて事務局あてに提出いただきます。エントリーおよび申請に必要な情報および書類については、特設サイトの「申請手続きについて」をご覧ください。

詳細は特設WEB・公募要領をご覧ください。申請についてご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ先

[exh@eecp.or.jp](mailto:exh@eecp.or.jp)

【特設サイト】 <https://eecp.or.jp/exh-shien/>



一般社団法人

環境省エネ推進研究所

【事務局】〒950-2035 新潟県新潟市西区新通451番地  
TEL 025-263-0100 FAX 025-263-0114

## 事業の概要

## エントリー受付期間：令和6年1月15日（月）まで

<p><b>補助対象者</b></p>	<p>新潟県内で事業を営む中小企業※のうち次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内の事業所（店舗、工場、事務所等）で事業を行っている者</li> <li>2. 小売電気事業者から特別高圧の電力供給を受け、電気料金を負担している者 工業団地や商業施設等に入居する事業者を含むが、使用する電力量(kWh)が明確でない場合は補助対象外とする</li> <li>3. 本補助金を「経営改善」、「人材投資」、「設備投資」等に活用し、補助金受領後も事業を継続する意思がある者</li> </ol> <p>※中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者（個人事業主含む）のことをいう。 ただし、以下に掲げるみなし大企業は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業。</li> <li>● 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業。</li> <li>● 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業。</li> </ul> <p>ただし、上記の1から3に該当する場合でも以下に掲げるいずれか一つでも当てはまる場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県市町村その他これらに準ずるもの</li> <li>・新潟県が出資している法人</li> <li>・反社会的勢力に属するまたは関連するもの</li> </ul>
<p><b>補助申請者</b></p>	<p>補助申請は、補助対象となる中小事業者が行ってください。 ※一法人につき、一申請とします。（複数事業所が補助対象となる場合は取りまとめて申請してください）</p>
<p><b>補助金額</b></p>	<p>令和5年10月から12月までに使用した特別高圧電力量に以下の単価を乗じた額。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年10月から12月の電力量：1.8円/kWh</li> </ul> <p>※予算額を超える申請があった場合は、補助金の額を減額調整する場合があります。</p>

## エントリーから補助金交付までの流れ

申請にあたって、以下の書類をご提出いただくことが条件となっております。書類が準備可能かご確認の上、申請をお願いいたします。  
なお、1～9月分でエントリー済みの場合は、再エントリーは不要です。申請必要手続き方法を別途直接ご連絡いたします。

- ①各月の使用電力量が分かる資料（検針票、請求書、領収書等の写し） ②履歴事項全部証明書（個人事業主は青色決算書の写し）  
③県税納税証明書 ④出資比率を明らかにする書類（株主総会資料等）

<p><b>新潟県特別高圧電力補助金エントリー</b></p>	<p>特設サイトに設置された申請のエントリーフォームより、必要事項を記入してお申込みください。 ※補助金申請するためには、必ずエントリーを行わなければなりません。</p>
<p><b>要件審査</b></p>	<p>提出いただいた、エントリーの内容を事務局にて審査します。 必要に応じて、事務局から追加の質問や資料の提出を求められる場合がございます。</p>
<p><b>審査結果通知</b></p>	<p>申請要件を満たした事業者には、審査結果の通知とともに補助金申請に必要な書類等をメールで送付します。</p>
<p><b>補助金交付申請書兼実績報告書提出</b></p>	<p>補助金の申請書類および必要な添付書類、実際に使用した電力量などをご報告いただきます。 必要に応じて、事務局より書類の修正や資料の追加をお願いする場合がございます。 提出期限は令和6年2月16日（金）17:00となります。</p>
<p><b>補助金額の審査</b></p>	<p>実績報告書等の内容が適正かを事務局にて審査いたします。</p>
<p><b>補助金交付決定・補助金額確定</b></p>	<p>申請期間終了後に補助金交付金額が確定します。</p>
<p><b>補助金交付</b></p>	<p>交付は、補助金額確定後（令和6年2月下旬以降）に対象者に交付予定です。</p>

詳細は特設WEB・公募要領をご覧ください。申請についてご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ先

exh@eecp.or.jp

【特設サイト】 <https://eecp.or.jp/exh-shien/>

一般社団法人

環境省エネ推進研究所

【事務局】〒950-2035 新潟県新潟市西区新通451番地  
TEL 025-263-0100 FAX 025-263-0114